

2014年 8月 日

大阪市 区長 様

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二  
大阪市内ブロック  
代表 嘉村 健彦

## 社会保障・住民税に関する申し入れと懇談への対応のお願い

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、昨年に続いて別紙「要望書」を提出いたします。

[今回も、全区役所を訪問する予定です]

つきましては、下記の点でぜひご対応くださるよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

1. 同封の「要望書」にあります項目について、貴行政区としてのご見解および今後の計画について、当日の懇談を効率的にすすめるため、必ず「文書回答」を事前にメールでご送付ください。
2. また、それらに関連する貴区役所での現状等についての資料をご提供ください。なお、メールでも要望書およびアンケートを送付いたしますので、必要な場合は下記アドレスにその旨送信ください。
3. 貴区役所との「懇談」は、  
    月    日    時    分頃から2時間程度  
でお願いいたします。大変お忙しいとは存じますが、区長をはじめ関係課長のご出席をふくめ、ぜひともご対応下さいますようよろしくお願いいたします。なお、この日程・時間についてのお返事については、下記大阪社会保障推進協議会事務局までメールでいただきますようお願い申し上げます。お電話いただいても現在大阪府内キャラバンに出ているため対応できません。お返事なき場合は、お願いした時間に総務課に行かせていただきます。

<p><b>大阪社会保障推進協議会</b> 〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp <a href="http://www2.ocn.ne.jp/~syahokyo/">http://www2.ocn.ne.jp/~syahokyo/</a></p>
---

2014年 8月 日

区長 様

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

大阪市内ブロック

代表 嘉村 健彦

【事務局】

〒530-0034大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

## 社会保障・住民税に関する要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に続き、社会保障及び住民税に関して下記のように要望させていただきます。

記

### 1、行政のあり方について

- ①市民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・アルバイト・パートなど)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じ研修を行い、住民に不利益を与えないこと。
- ②貧困対策については、各部署が連携を密にしてきっちり対応すること。

### 2、国民健康保険・医療の充実について

- ①国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270億円以上の市税の任意繰り入れを行い、2%値上げを中止し、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの払える保険料にすること。また、直近5年間の任意繰り入れを明らかにすること。
- ②低所得者、子どものいる世帯・1人親世帯・障がい者など困難な世帯に対する保険料の条例減免(9割減額の新設)を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要(自動適用)とすること。また、所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。なお、当面3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。
- ③国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに、全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。
- ④一部負担金減免の平成23年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、国基準のように「一時的な困窮」に限定しないこと。また、治癒見込み期間を少なくとも1年にするなど改善を行うこと。
- ⑤法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。大人の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯には絶対に発行しないこと。資格

証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。2009年12月16日付の厚生労働省の事務連絡では、短期保険証の窓口留保を「一定期間」認めているが、この「一定期間」を何日と考えているか日数を示すこと。当面、短期保険証は、4月と10月に送付すること。高校生までのこどもに対しては1枚ものこすことなく1年間の通常保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

- ⑥ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。
- ⑦ 75歳以上の医療費負担を無料にすること。
- ⑧ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。
- ⑨ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、自治体によっては、交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市として意見を出すこと。
- ⑩ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募し、市民の意見陳述を認めること。
- ⑪ 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局も同様の扱いにすること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること。
- ⑫ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに、当面は、一般会計繰入で補填すること。
- ⑬ 住吉市民病院の跡地への民間病院の誘致にあたり、住吉市民病院が担っている小児・周産期医療の機能を後退させず、充実に努めること。
- ⑭ 保険料減免制度、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などは、パンフレットを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

### **3. 健診について**

- ① 予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。健診項目に、胸部X線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・eGFRを追加し、無料とすること。
- ② がん検診などの内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。
- ③ 大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。
- ④ ナイスミドル健診制度を復活すること。
- ⑤ 日曜健診、出張健診など健診率向上へ向け、積極的な施策を行うこと。また、委託事業所への補助を行なうこと。

#### 4、介護保険・高齢者施策について

- ① 国に対し国庫負担の大幅な引き上げを要望し、誰でも払える保険料にすること。一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。
- ② 介護保険料第2段階を2012年4月に遡り所得に応じた割合を、現行0.56から0.50に変更し、年額35,382円(4,246円減)とし、既納付済み者には還付すること。
- ③ 国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については国民健康保険などで実施している選択制にするよう求めること。
- ④ 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に、基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などをつくること。その場合、一般会計からの繰り入れを行い、保険料全体で調整しないこと。また、本人課税の段階についてはより多段階化をし、例えば、所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。
- ⑤ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護に代わり得る「多様な主体による多様なサービス」について、確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する市の体制(担当課、職員数、委託先団体、連携先など)を明らかにすること。
- ⑥ 低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下(1人増える毎に50万円加算)で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。
- ⑦ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。
- ⑧ 国負担で低所得者の保険料・利用料軽減を行なうよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。
- ⑨ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1か所設置すること。
- ⑩ 介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障がい者手帳」などを所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。介護認定者には、「障がい者控除対象者」認定制度のパンフレットを作成し、送付すること。(当日、配布してください)
- ⑪ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。
- ⑫ 認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は30日以内に行うこと。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。また、認定状況を毎月公表すること。
- ⑬ 施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担(ホテルコスト含む)最低15万から20万かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。
- ⑭ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
- ⑮ 本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

- ⑯ 減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

## **5、障がい者の65歳問題について**

- ① 介護保険の対象となった障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(2007年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を考慮した柔軟な支給決定を行なうこと。
- ② 64歳までの障がい者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

## **6、生活保護について**

- ① ケースワーカーについては、「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。
- ② 市で作成している生活保護の「しおり」は、生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書は、カウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください)
- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として市が仕事の場を確保すること。
- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。
- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間などの福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。
- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。
- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなど実施しないこと。
- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

## **7、子育て支援・1人親家庭支援・子供の貧困解決に向けて**

- ① こどもの医療費助成制度を外来・入院とも「子どもの権利条約」に謳われている18歳までの人について現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。当面、中学卒業までのこどもについては直ちに実施すること。大阪府に対して全国並みに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。
- ② 保育所の待機児童をなくすべく、民間委託ではなく市の直営で保育所を直ちに増設し、保育士を増員し、保育士の配置基準及び面積基準を少なくとも従来通りにすること。また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。
- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費がかさむ4月にできる限り近い月とするために、保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。また、すこやかに子育てをするために適用基準を引きあげること。

- ④ 中学校給食は、自校方式・完全給食・全員喫食とすること。
- ⑤ 子育て世代支援と市の活性化のために「新婚家賃補助」の復活、「子育て世代家賃補助」の創設など多彩な家賃補助の制度化を図ること。
- ⑥ 児童相談センターの人員を確保すること。
- ⑦ 国保の資格証明書および無保険世帯(どの健康保険にも加入していない世帯)の子どもについても、いったん、全額自己負担するのではなく「子どもすこやか医療制度」を使えるようにすること。
- ⑧ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているかについて明らかにすること。
- ⑨ こどもに関する諸施策(入院助産制度を含む)について周知し、申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

## **8、障がい者福祉施策について**

- ① 避難行動要支援者名簿の作成において、名簿対象者を手帳上の重度者に限らず、手帳所持者全員に名簿作成の趣旨を周知徹底すること。
- ② 市から送られてくる通知文書については、希望する視覚障がい者に通知文書が確実に点字化されて届くようにすること。
- ③ 障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、昨年度実績を公開すること。具体的な取り組みの一つとして区役所や区内行事等で、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

## **9、住民税について**

- ① 申告、納付相談、各種減免申請など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で行なえるよう財政局長に要望すること。
- ② 財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成を要望し、区役所内の税証明窓口で常備し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

以上